

令和8年1月吉日

会員各位

ふじみ野市商工会
会長 瓦輪高一郎

参加登録店の募集 (ふじみ野市消費活性化クーポン給付事業の取扱店)

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の事業活動につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ふじみ野市では、エネルギー・食料品価格の高騰の影響を受けた生活者の支援および市内消費を活性化させるため、ふじみ野市内全市民に地域クーポン券の配布が行われます。

本会では、ふじみ野市消費活性化クーポン給付事業の受託者として、参加登録店募集と換金手続きの取扱をいたします。

つきましては、下記のとおり参加登録店の募集を行います。市民への事業所PRの絶好の機会として、是非多くの会員の皆様に参加登録いただきますようご案内申し上げます。

■ 参加登録店の募集方法

1. 募集期間 令和8年2月2日(月)～令和8年3月31日(火)正午まで

(注1) 参加登録店(中間報告)リストに掲載し、クーポン券の全世帯配布の際、告知用として参加登録店リストを同封します。

(注2) 参加登録は、上記以降～令和8年10月30日(金)まで随時受け付けますが、市及び商工会のHP掲載のみとなりますのでご注意ください。

2. 参加登録の申込

同封の「ふじみ野市消費活性化クーポン給付事業 参加登録店 申込書兼誓約書」をふじみ野市商工会事務局に提出してください。(受付:平日の9時00分～17時00分まで)

FAX(049-261-3150)又は e-mail(fujimino@syokoukai.jp)でもお申し込み頂けます。

6月上旬頃までに約款、ポスターなどの必要物品の受取日等をハガキによりお知らせします。ハガキが届かない場合は、必ず事務局(261-3156)にご連絡をお願いします。

※昨年度クーポン券の参加登録をされた方も、受取口座に変更等が無いかを確認するため、必ず受取口座が確認できる書類を申込書と一緒にご提出ください。

3. 参加登録の対象となる事業者

原則としてふじみ野市内に所在する全事業所

※クーポン券の利用不可商品・事業活動に伴うもの等支払の対象にならない商品のみを取り扱う事業所は除きます。(裏面の5を参照)

■ 利用された商品券の換金

1. 換金方法 換金手続きはふじみ野市商工会館の換金専用窓口で行います。
(クーポン券と換金依頼書及び参加登録店証明書(別に発行)を提示して、換金をお申し出ください。ふじみ野市から月2回の日程で、参加登録店指定の口座に送金いたします。)
2. 換金期間 「令和8年7月13日(月)から令和8年11月30日(月)までの祝祭日を除く月・水・金曜日」、「令和8年12月1日(火)から12月11日(金)までの平日毎日」に換金手続きの受付を予定しています。
※概ね全ての金融機関にお振り込みが可能です。

■ ふじみ野市消費活性化クーポン給付事業の概要

1. クーポン券配布時期

令和8年5月中旬～6月下旬頃に郵送にて配布予定です。

2. クーポン券使用期間

令和8年7月1日(水)～令和8年11月30日(月)

3. 配布対象者

令和8年4月1日時点で、ふじみ野市に住民票を有する者(1人あたり1冊4,000円分)

4. 発行するクーポン券

①発行総額 → 4億6,400万円

②発行総枚数 → 928,000枚(額面500円券)

③1冊の内訳 A券:市内共通券 4枚(全ての参加登録店で利用可)

B券:地元応援券 4枚(大型店以外で利用可)

※大型店とは売場面積1,000m²以上の小売店・商業施設及びその施設に入居するテナントです。(1,000m²以上の商業施設に入居しているテナントについては、集客力等の観点から大型店としてお取り扱いをいたしますので、予めご了承の上お申込みください)

5. クーポン券の使用範囲等

①使用店 → ふじみ野市消費活性化クーポン給付事業 参加登録店

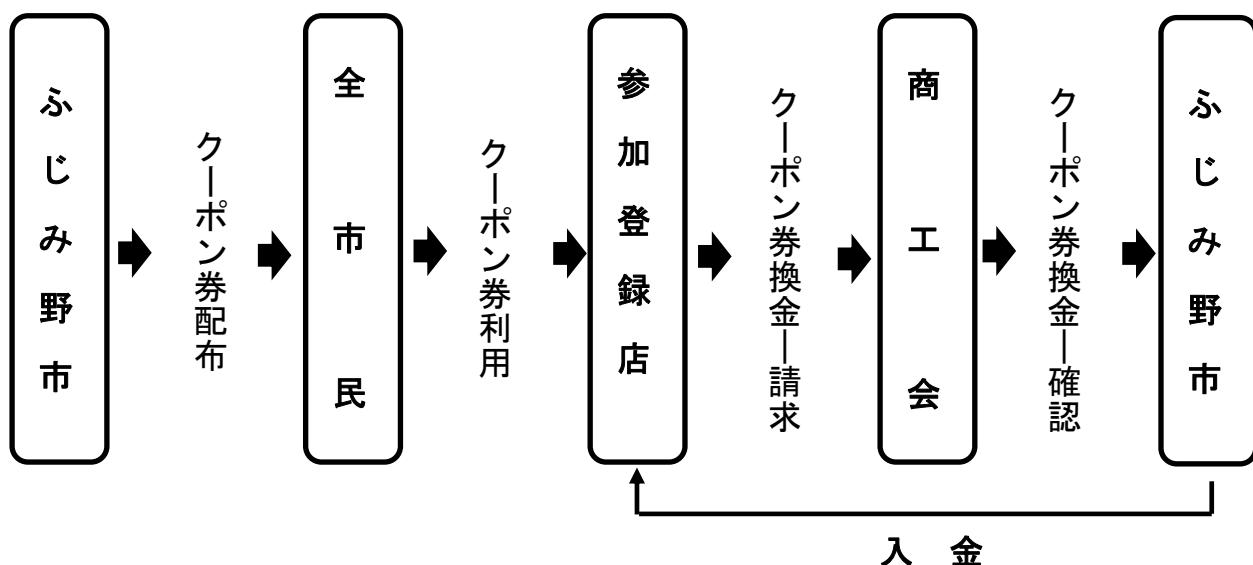
(注:券の転売、譲渡及び換金はできません。)

②使用不可 → 不動産・医療費・商品券類・たばこ・税金・公共料金等

6. 利用場所

ふじみ野市消費活性化クーポン給付事業参加登録店

<クーポン券事業の流れ>



< ふじみ野市消費活性化クーポン給付事業に関するお問合せ先 >

参加登録店に関すること

ふじみ野市商工会

261-3156

クーポン券事業に関すること

ふじみ野市役所 産業振興課

262-9023